

審査基準表

審査項目	審査内容	総合
全体的な要件	事業の趣旨や目的等を十分に理解し、事業目的に沿った提案がされているか。	15
	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	
企画・制作内容	リーフレットについて、イラストや漫画形式を活用するなどして、小学生をはじめとした若い世代に対して、税の概要や森林づくりの大切さ等を分かりやすく伝える工夫がされているか。	55
	ノベルティについて、繰り返し使用できるものとし、使用者やその周囲が森林づくりについて意識するようなデザイン・内容の提案がされているか。	
	のぼり旗について、県民の目を惹くような魅力的なデザインの提案がされているか。	
運営体制	業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	15
	運営体制やスケジュール等に余裕があり、内容の変更に対応する柔軟性があるか。	
その他	仕様書に掲げた業務経費が全て計上されているか。また、提案内容に対し、経費の積算は妥当か。	15
	仕様書に記載された以外で有益な提案があるか。	
	(最低提案金額/提案金額) × 配点(小数点第3位以下切り捨て)	
合計		100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である300点(満点500点×6割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点(満点500点×6割)以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。
- (6) 合計点数が最も高い参加者が複数であった場合は、その中から審査員全員による協議により1者を受託候補者として決定する。

【評価基準(5段階)】

- 5: 標準より非常に優れた提案
- 4: 標準より優れた提案
- 3: 標準的な提案
- 2: 標準よりやや劣る提案
- 1: 標準より劣る提案